

○町田市雨水浸透設備設置事業補助金交付要綱

平成 2 8 年 4 月 1 日

施行

下水道部下水道管理課

第 1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和 4 2 年 3 月町田市規則第 6 号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2 0 1 7 年 4 月 1 日施行）に定めるもののほか、町田市雨水浸透設備設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、市内において雨水浸透設備を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を補助することにより、雨水の河川への流出を抑制し、もって浸水被害の防止及び水環境の保全に寄与することを目的とする。

第 3 定義

この要綱において「雨水浸透設備」とは、雨水を地下に浸透させるための構造を有する浸透ます及び浸透管で、別に定める町田市雨水浸透設備設置基準に適合するものをいう。

第 4 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- （１） 市内に住宅を所有していること、又は敷地面積が 5 0 0 平方メートル未満の住宅を新築しようとしていること。
- （２） 設置した雨水浸透設備を永続的に管理できると認められること。
- （３） 市税を滞納していないこと。

第 5 補助対象事業

補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第 4 第 1 号に規定する住宅の敷地内に雨水浸透設備を設置する事業とする。ただし、当該雨水浸透設備の

設置が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 町田市宅地開発事業に関する条例（平成16年6月町田市条例第40号）

第23条第1項の規定により設置する場合

(2) 町田市中高層建築物等に関する指導要綱（2018年1月1日施行）第1

6の規定により設置する場合

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 浸透ますの設置工事費

(2) 浸透管の設置工事費

(3) 既存住宅に雨水浸透設備を設置する場合の附帯工事費

第7 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額と当該補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額の合計額とし、53万3,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第6第1号に掲げる補助対象経費 別に定める標準工事単価に浸透ますの設置数を乗じて得た額

(2) 第6第2号に掲げる補助対象経費 別に定める標準工事単価に浸透管の設置数量を乗じて得た額

(3) 第6第3号に掲げる補助対象経費 別に定める標準工事額

第8 補助金の交付に係る手続の委任

補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付に係る手続のうち、次に掲げるものを町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）第8条に規定する町田市排水設備工事指定工事店に委任するものとする。

(1) 補助金の交付の申請に関する書類の提出及び当該申請に対する決定の通知

の受理

(2) 補助事業の計画の変更又は廃止の申請に関する書類の提出及び当該申請に対する決定の通知の受理

(3) 補助事業に係る事故の報告に関する書類の提出

(4) 補助事業に係る実績の報告に関する書類の提出

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、2016年4月1日から施行する。

2 この要綱は、2028年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年6月4日から施行し、改正後の町田市雨水浸透設備設置事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2025年3月31日から施行する。